

受 験 番 号									

令和 6 年度

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

次の注意事項をよく読んでください。

(注意事項)

- 1 試験問題は、試験監督員の指示があるまで開かないでください。
- 2 試験時間は、13時00分から15時00分までの2時間です。
- 3 試験時間中、途中退出はできません。試験時間が終了するまでは席を離れないでください。ただし、体調不良などの場合は、静かに手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
- 4 試験問題用紙に乱丁、落丁、印刷不鮮明がある場合は、手を挙げて試験監督員に合図してください。
- 5 試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
- 6 試験室では試験監督員の指示に従ってください。指示に従わないとき、又は不正行為等の不都合な行為があると認めるときは、退場をさせ、失格となることがあります。
- 7 答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。
- 8 解答用紙への記入は、HB又はBの黒鉛筆（シャープペンシル）を使用してください（ボールペンは使用不可）。
- 9 解答用紙の受験番号欄に、受験票に記載されている受験番号を記入及びマークしてください。
- 10 試験問題用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
- 11 出題の根拠となる法令等の基準日は、令和6年4月1日とし、出題に係る法令等については、同日において施行されている法令等とします。

法及び関係法令に関すること

【問題 1】

貸金業法上の用語の定義等に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）で業として行うものをいい、これには事業者がその従業者に対して行うものも含まれる。
- b 貸付けの契約とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。
- c 債務者等とは、資金需要者である顧客、債務者又は債務者であった者をいう。
- d 個人信用情報とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

- ① 1 個 ② 2 個 ③ 3 個 ④ 4 個

【問題 2】

次のa～dの記述のうち、貸金業法第6条第1項各号のいずれかに該当する場合として貸金業の登録を拒否されるものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における法人は、非営利特例対象法人及び特定非営利金融法人ではないものとする。

- a 個人である申請者が貸付けの業務に3年以上従事した経験を有しない者である場合
- b 営業所又は事務所ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として1人しか在籍していない場合
- c 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていない場合
- d 法人である申請者で、最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）において、純資産の部の合計額として表示された金額が1億円である場合

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 3】

貸金業法第8条（変更の届出）に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、その貸金業を営む営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）の所在地を変更しようとする場合、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）に届け出なければならない。
- b 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等のホームページアドレスを変更した場合、その日から2週間以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- c 貸金業者は、その業務の種類及び方法を変更しようとする場合、あらかじめ、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- d 貸金業者は、貸金業の他に事業を行っている場合において、その事業の種類を変更したときは、その日から2週間以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

- ① a b ② a d ③ b c ④ c d

【問題 4】

貸金業の業務の適切な運営の確保に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、信用情報に関する機関（資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- b 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の委託を受けた者（以下、本問において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置を講じなければならない。
- c 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、監督当局は、貸金業者の監督に当たっては、コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定され、定期的又は必要に応じて、見直しが行われているか、特に、業績評価や人事考課等において収益目標（ノルマ）に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているかに留意するものとされている。
- d 監督指針によれば、監督当局は、貸金業者の監督に当たっては、顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査部門による内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか、また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、顧客等に関する情報管理の実効性が確保されているかに留意するものとされている。

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個

【問題 5】

貸金業者の苦情等対処に関する内部管理態勢の確立に関する a～d の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）では、苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、資金需要者等の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、FAX、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているかに留意するものとされている。
- b 監督指針では、苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ資金需要者等から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り資金需要者等の理解と納得を得て解決することを目指しているかに留意するものとされている。
- c 監督指針では、類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業所等に報告されると共に、重要案件と認められない軽微な案件であっても、すべて、直ちに内部監査部門や経営陣に報告されるなど、情報共有が図られる態勢を整備しているかに留意するものとされている。
- d 監督指針では、苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか、また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定 ADR 機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているかに留意するものとされている。

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個

【問題 6】

貸金業務取扱主任者及び貸金業法第12条の4（証明書の携帯等）第2項に規定する従業者名簿（以下、本問において「従業者名簿」という。）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、貸金業務取扱主任者が営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）に常時勤務する者と認められるには、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態が必要であり、当該営業所等の営業時間内に当該営業所等に常時駐在している必要があるとされている。
- ② 貸金業者は、その営業所等のうち従業者の数が80人である営業所等において、貸金業の業務に従事している従業者の数が50人である場合、当該営業所等に常時勤務する貸金業務取扱主任者を少なくとも2人以上置かなければならない。
- ③ 監督指針によれば、従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについて、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務に従事する者は、該当しないとされている。
- ④ 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所等ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、貸金業法第12条の4第1項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを最終の記載をした日から10年間保存しなければならない。

【問題 7】

貸金業法上の禁止行為等に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為をした場合、刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。
- b 貸金業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を貸金業の業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用した場合、行政処分の対象となるだけでなく、刑事罰の対象となる。
- c 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為をした場合、行政処分の対象となるだけでなく、刑事罰の対象となる。
- d 貸金業者は、その従業者であることを証する証明書を携帯させることなく、その者を当該貸金業者の貸金業の業務に従事させた場合、刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。

- ① a b ② a d ③ b c ④ c d

【問題 8】

株式会社である貸金業者Aが行う貸金業法第13条に規定する返済能力の調査に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Aは、個人事業者である顧客Bとの間で、貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用してのBの返済能力の調査を行う必要はない。
- ② Aは、法人である顧客Bとの間で貸付けに係る契約を締結するにあたり、Bの代表者であるCとの間で保証契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用してのCの返済能力の調査を行う必要はない。
- ③ Aは、個人である顧客Bとの間で、極度額を50万円とする極度方式基本契約を締結した後、Bに返済能力の低下が認められたことを理由に極度額を20万円に減額した。この場合において、極度額をその減額の前50万円まで増額しようとするときには、Aは、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用してのBの返済能力の調査を行う必要はない。
- ④ Aは、個人である顧客Bとの間で、極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用してのBの返済能力の調査を行う必要はない。

【問題 9】

貸金業法第13条の2（過剰貸付け等の禁止）第2項に規定する個人過剰貸付け契約から除かれる契約として貸金業法施行規則第10条の21に定める契約（以下、本問において「除外契約」という。）に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 他の貸金業者からの住宅の改良に必要な資金の貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約は、除外契約に該当しない。
- b 国債証券、地方債証券、株券で金融商品取引所に上場されているもの（以下、本問において「本件有価証券」という。）を担保とする貸付けに係る契約であって、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における本件有価証券の時価の範囲内であるものは、除外契約に該当する。
- c 個人顧客との間で締結する不動産を担保とする貸付けに係る契約であって、当該不動産を担保として提供する者が当該個人顧客でないものは、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるものであっても、除外契約に該当しない。
- d 売却を予定している個人顧客の不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限る、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）は、除外契約に該当する。

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 10】

株式会社である貸金業者Aが、貸金業法第13条の3に基づき、個人顧客Bとの間で締結している極度方式基本契約（以下、本問において「本件基本契約」という。）について行う、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかの調査（以下、本問において「本件調査」という。）等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、Aは、Bとの間で本件基本契約以外の極度方式基本契約を締結していないものとする。

- ① Aは、本件基本契約の契約期間を本件基本契約の締結日から同日以後1か月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後1か月ごとの期間に区分したそれぞれの期間（以下、本問において「所定の期間」という。）において、直近の所定の期間内にAが行った本件基本契約に基づく極度方式貸付けの金額の合計額が5万円を超えるときは、当該所定の期間の末日における本件基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額の多寡にかかわらず、本件調査を行わなければならない。
- ② Aは、貸金業法施行規則第10条の24（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）第1項第1号に規定する要件に該当し、本件調査を行う必要がある場合には、所定の期間の末日から3週間を経過する日までに、指定信用情報機関にBの個人信用情報の提供の依頼をしなければならない。
- ③ Aは、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な本件基本契約の極度額の減額に係る措置を講じた場合、それ以降、3か月以内の一定の期間ごとに、本件調査を行う必要はない。
- ④ Aは、本件調査により、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められたことから、本件基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を講じていた場合において、当該措置を解除したときは、その日から1か月以内に本件調査を行わなければならない。

【問題 11】

貸金業法第 17 条に規定する書面（以下、本問において「契約締結時の書面」という。）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における極度方式基本契約（以下、本問において「基本契約」という。）及び基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約（以下、本問において「個別契約」という。）は、金銭の貸付けに係る契約であって、手形の割引の契約及び売渡担保の契約ではないものとする。

- ① 貸金業者は、基本契約を締結した場合にその相手方に交付する契約締結時の書面に、当該貸金業者が基本契約に定める極度額（当該貸金業者が当該相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあっては、当該下回る額）を 1 回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定を記載しなければならない。
- ② 貸金業者が個別契約を締結した場合にその相手方に交付する契約締結時の書面の記載事項のうち、貸付けの利率等基本契約締結時に交付した契約締結時の書面に記載された事項については、基本契約の契約番号の記載をもって代えることができる。
- ③ 貸金業者は、個別契約を締結した場合において、その相手方に対し、当該相手方の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、個別契約を締結するごとに、遅滞なく、契約年月日及び貸付けの金額等を記載した書面を当該相手方に交付する必要はない。
- ④ 貸金業者は、基本契約を締結した後、その相手方との合意に基づき、当該基本契約の極度額を引き下げた場合、変更後の内容を記載した契約締結時の書面を当該相手方に交付する必要はないが、その後当該基本契約の極度額を引き下げる前の元の額まで引き上げる場合は、変更後の内容を記載した契約締結時の書面を当該相手方に交付しなければならない。

【問題 12】

貸金業法第17条第1項各号に掲げる事項を記載した書面（以下、本問において「契約締結時の書面」という。）の交付に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における貸付けに係る契約は、金銭の貸付けに係る契約であって、極度方式基本契約、極度方式貸付けに係る契約、手形の割引の契約及び売渡担保の契約ではないものとする。

- ① 契約締結時の書面に記載された事項のうち、貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所に変更が生じた場合、当該貸金業者は、変更後の内容を記載した契約締結時の書面を貸付けに係る契約の相手方に交付しなければならない。
- ② 契約締結時の書面に記載された事項のうち、貸付けの利率が引き下げられた場合、貸金業者は、変更後の内容を記載した契約締結時の書面を貸付けに係る契約の相手方に交付しなければならない。
- ③ 貸金業者が貸付けに係る契約について保証契約を締結している場合において、契約締結時の書面に記載された事項のうち、貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額に変更が生じた場合、当該貸金業者は、変更後の内容を記載した契約締結時の書面を、当該貸付けに係る契約の相手方だけでなく、当該保証契約の保証人にも交付しなければならない。
- ④ 契約締結時の書面に記載された事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものに変更が生じた場合において、貸金業者が貸付けに係る契約の相手方に交付する変更後の内容を記載した契約締結時の書面には、当該変更が生じた事項のみを記載すれば足りる。

【問題 13】

貸金業法第 19 条に規定する帳簿（以下、本問において「帳簿」という。）に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）ごとに、帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないが、その営業所等が代理店であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。
- b 貸金業者は、帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等において貸金業法第 17 条第 1 項に規定する書面（契約締結時の書面）の写しを保存することをもって、貸金業法施行規則第 16 条（帳簿の備付け）第 1 項第 1 号に定める事項の記載に代えることができる。
- c 債務者は、貸金業者に対し、帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができるが、債務者以外の保証人及び弁済者は、債務者の承諾を得たときに限り、帳簿の閲覧又は謄写を請求することができる。
- d 貸金業者は、帳簿の閲覧又は謄写の請求がなされた場合において、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 14】

貸金業法第21条（取立て行為の規制）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、正当な理由がないのに、午後8時から午前9時までの間に、債務者等に電話をかけ、もしくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問してはならない。
- ② 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、債務者等以外の者から債権の弁済を受けてはならない。
- ③ 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、債務者等から家族に知られないように要請を受けているか否かにかかわらず、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業者であることを名乗り、郵送物の送付に当たり差出人として貸金業者であることを示すことは、貸金業法第21条第1項第5号の「貼り紙、立看板その他何らの方法をもってするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること」に該当するおそれ大きいとされている。
- ④ 監督指針によれば、反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メールもしくはファクシミリ装置等を用いて送信し又は債務者、保証人等の居宅を訪問することは、貸金業法第21条第1項の「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれ大きいとされている。

【問題 15】

貸金業法第24条の6の2（開始等の届出）に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、第三者に貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合又は第三者から貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた場合は、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）に届け出なければならない。
- b 貸金業者は、第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合は、内閣府令で定めるところにより、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- c 貸金業者は、貸金業協会に加入又は脱退した場合は、内閣府令で定めるところにより、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- d 貸金業者は、貸金業法第24条の6の2各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

- ① a b ② a d ③ b c ④ c d

【問題 16】

内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）による、その登録を受けた貸金業者に対する監督等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 登録行政庁は、その登録を受けた貸金業者に法令に違反する行為が認められなければ、当該登録行政庁の職員に、当該貸金業者の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができない。
- ② 登録行政庁は、その登録を受けた貸金業者（株式会社であるものとする。）が、貸金業法第24条（債権譲渡等の規制）第3項に規定する取立て制限者（以下、本問において「取立て制限者」という。）を相手方として、貸付けの契約に基づく債権の譲渡を行った場合において、当該債権譲渡の業務を執行した取締役が、当該債権譲渡を行うに際し、当該相手方が取立て制限者であることを知っていたときは、当該貸金業者に対し当該取締役の解任を命ずることができる。
- ③ 登録行政庁は、その登録を受けた貸金業者が、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が貸金業法第6条（登録の拒否）第1項第6号に規定する暴力団員等であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、その登録を取り消すことはできないが、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ④ 貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、登録行政庁は、貸金業法第24条の6の3に基づく業務改善命令に関し、その登録を受けた貸金業者の検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容を検証した結果、資金需要者等の利益の保護に関し問題が認められる場合においては、当該貸金業者が自主的に資金需要者等の利益の保護に取り組んでいる事情は考慮することなく、当該行為の重大性・悪質性のみに着眼して、最終的な行政処分の内容を決定することとされている。

【問題 17】

指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における貸金業者は、非営利特例対象法人及び特定非営利金融法人ではないものとする。

- a 加入貸金業者^(注1)は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、当該極度方式基本契約に係る個人信用情報を加入指定信用情報機関^(注2)に提供しなければならない。
- b 加入貸金業者は、貸金業法第 41 条の 36（指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）第 1 項及び第 2 項に規定する同意を得た場合には、当該同意に関する記録を作成し、個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供した日から 10 年間保存しなければならない。
- c 加入貸金業者又はその役員もしくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用してはならないが、貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、例えば、途上与信^(注3)を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等（債権の保全を目的とした利用を含む。）であっても、返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要があるとされている。
- d 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼（当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から同意を得なければならないが、当該同意は書面又は電磁的方法による方法で取得しなければならず、口頭での同意の取得は認められない。

(注 1) 加入貸金業者とは、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者をいう。

(注 2) 加入指定信用情報機関とは、加入貸金業者と信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関をいう。

(注 3) 途上与信とは、貸金業法第 13 条の 3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）第 1 項及び第 2 項の規定に基づく調査をいう。

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 18】

金利等の規制に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、元本50万円に対し年2割(20%)の利息の契約をしたときは、当該金銭の貸付けを行う者は、出資法^(注)上、刑事罰の対象となる。
- ② 金銭の貸付けを行う者が業として行う金銭の貸付けにつき、業として保証を行う場合において、当該保証に係る貸付けの利息が利息の契約時以後変動し得る利率をもって定められ、かつ、当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により利息制限法第8条第2項第1号に規定する特約上限利率が定められなかった。この場合、当該保証人が年1割(10%)の保証料の契約をしたときは、当該保証人は、出資法上、刑事罰の対象となる。
- ③ 金銭の貸借の媒介に係る手数料の契約は、その手数料がその媒介に係る貸借の金額を元本として利息制限法第1条(利息の制限)に規定する利率により計算した金額を超えるときは、利息制限法上、その超過部分について、無効となる。
- ④ 営業的金銭消費貸借における債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年2割(20%)を超えるときは、利息制限法上、その超過部分について、無効となる。

(注) 出資法とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律をいう。

【問題 19】

貸金業における金融 ADR 制度に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、指定紛争解決機関である日本貸金業協会に加入していない場合であっても、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じなければならないが、手続実施基本契約を締結する措置を講じたときは、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。
- ② 貸金業者は、貸金業法第16条の2第1項に定める書面（契約締結前の書面）に、手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関の商号又は名称を表示する必要はないが、貸金業法第17条第1項に規定する書面（契約締結時の書面）に、当該指定紛争解決機関の商号又は名称を表示しなければならない。
- ③ 加入貸金業者^(注)は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならない。
- ④ 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入貸金業者に係る資金需要者等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入貸金業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入貸金業者は、その求めがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(注) 加入貸金業者とは、指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結した貸金業者をいう。

【問題 20】

Aは株式会社である貸金業者であり、Bは個人である顧客である。貸金業法第13条（返済能力の調査）第3項及び同法第13条の3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）第3項に規定する源泉徴収票その他のBの収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるもの（以下、本問において「年収証明書」という。）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における貸付けに係る契約は、貸金業法施行規則第10条の16（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）に規定する貸付けの契約ではないものとする。

- ① Aは、Bとの間で、初めて貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約の貸付けの金額が40万円であり、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明したBに対するA以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額（以下、本問において「他社残高」という。）が70万円であるときは、返済能力の調査を行うに際し、Bから年収証明書の提出又は提供を受けなければならない。
- ② Aは、Bとの間で、貸付けの金額が100万円の貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、既にBから2年前に発行された源泉徴収票の提出を受けていたとしても、返済能力の調査を行うに際し、Bから年収証明書の提出又は提供を受けなければならない。
- ③ Aは、基準額超過極度方式基本契約に係る調査をしなければならない場合において、Bとの間の貸付けに係る契約が極度額を30万円とする極度方式基本契約のみであり、他社残高が80万円であつその全てが除外契約^(注)に係るものであるときは、当該調査を行うに際し、Bから年収証明書の提出又は提供を受けなければならない。
- ④ Aは、基準額超過極度方式基本契約に係る調査において、Bに係る極度方式個人顧客合算額が100万円を超え、Bから年収証明書の提出又は提供を受けなければならない場合において、年収証明書の提出又は提供を受けるときには、Bに係る極度方式個人顧客合算額が100万円を超えると知った日から2か月以内に年収証明書の提出又は提供を受けなければならない。

(注) 除外契約とは、貸金業法第13条の2（過剰貸付け等の禁止）第2項に規定する個人過剰貸付契約から除かれる契約として貸金業法施行規則第10条の21に規定するものをいう。

【問題 21】

次の①～④の記述のうち、個人顧客が既に負担している債務（以下、本問において「既存債務」という。）を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約（以下、本問において「当該貸付契約」という。）が、貸金業法第13条の2（過剰貸付け等の禁止）第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として貸金業法施行規則第10条の23第1項第1号の2で定めるもの（借入残高を段階的に減少させるための借換え）に該当するための要件として適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、当該貸付契約は、極度方式基本契約ではないものとする。

- ① 当該貸付契約に基づき将来支払う返済金額の合計額が既存債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。
- ② 当該貸付契約の1か月の負担が既存債務に係る1か月の負担を上回らないこと。
- ③ 当該貸付契約の貸付けの利率が、既存債務に係る貸付けに係る契約（既存債務に係る貸付けに係る契約が2以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高により加重平均した貸付けの利率）の貸付けの利率を上回らないこと。
- ④ 既存債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供させず、かつ、既存債務に係る保証契約の保証人以外の者を当該貸付契約の保証契約の保証人としなさいこと。

【問題 22】

貸金業法第15条（貸付条件の広告等）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における金銭の貸付けには、手形の割引及び売渡担保は含まれないものとする。

- ① 貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をする場合において、営業所又は事務所の電話番号を表示するときは、当該営業所又は事務所で使用する携帯電話の番号を表示することはできない。
- ② 貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をするときは、貸金業者の登録番号を表示しなければならないが、その登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。
- ③ 貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をするときは、担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項について表示しなければならない。
- ④ 貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をするときは、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第3条（広告物の表示等の禁止）第1項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

【問題 23】

貸金業法第16条の2に規定する書面（以下、本問において「契約締結前の書面」という。）の交付に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における貸付けに係る契約は、極度方式基本契約、極度方式貸付けに係る契約、手形の割引の契約及び売渡担保の契約ではないものとする。

- ① 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、貸金業者は、貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方となろうとする者に契約締結前の書面を交付するときは、当該書面は、少なくとも、契約締結の前日までに交付が必要であることに留意する必要があるとされている。
- ② 貸金業者が、貸付けに係る契約を締結しようとする場合に、当該契約の相手方となろうとする者に交付すべき契約締結前の書面の記載事項には、契約年月日、契約の相手方の氏名及び住所は含まれていない。
- ③ 貸金業者が、貸付けに係る契約を締結しようとする場合に、当該契約の相手方となろうとする者に交付すべき契約締結前の書面の記載事項については、当該書面により明らかにすべきものとされる事項を日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。
- ④ 監督指針によれば、貸金業者が、貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に契約締結前の書面を交付した後、契約締結前に、法令で定められた記載事項の内容に変更が生じた場合には、再度、当該契約の相手方となろうとする者に対し契約締結前の書面を交付する必要があるとされている。

【問題 24】

貸金業者Aが個人顧客Bとの間で締結した貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という。）に基づく債権について弁済を受けた場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Aは、Bから、Aの営業所窓口で本件貸付契約に基づく債権の一部について弁済を受けた。この場合、Aは、直ちに、貸金業法第18条第1項に規定する書面（以下、本問において「受取証書」という。）をBに交付しなければならない。
- ② Aは、Bから、Aの預金口座に対する払込みにより本件貸付契約に基づく債権の一部について弁済を受けた。この場合、Aは、Bから請求を受けたときに限り、受取証書をBに交付しなければならない。
- ③ Aは、第三者Cから、Aの営業所窓口で本件貸付契約に基づく債権の一部について弁済を受けた。この場合、Aは、Cに交付する受取証書に、Bの氏名及びCの氏名を記載しなければならない。
- ④ Aは、Bから、Aの営業所窓口で本件貸付契約に基づく債権の全部について弁済を受けた。この場合、Aは、Bから請求を受けたときは、遅滞なく、受取証書の交付とは別に、債権の全部について弁済を受けたことを証する書面（完済証明書）をBに交付しなければならない。

【問題 25】

貸金業法第24条（債権譲渡等の規制）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、譲受人が貸金業者である場合を除き、譲受人に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項及び譲受人が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について貸金業法第24条第1項に規定する条項の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。
- ② 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に、その業務に関する帳簿を備え、当該債権の債務者ごとに当該債権に係る貸付けの契約について当該債権の譲受年月日及び当該貸付けの契約の契約年月日、当該債権の額及び貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- ③ 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、監督当局は、貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の貸付債権の譲渡については、債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求などがある場合を想定し、債権譲受人との明確な責任分担のもとに債務者等に適切に対応するための規定が置かれているか、また、債権譲受人が債務者等に対し貸金業法第24条第2項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付することや法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているかに留意するものとされている。
- ④ 監督指針によれば、監督当局は、貸金業者の監督に当たっては、貸金業者が、貸付債権について委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法等の規定に抵触しないか確認を行っているかに留意するものとされている。

【問題 26】

Aは、Bとの間で元本を30万円とし利息を年1割8分（18%）とする営業的金銭消費貸借契約（以下、本問において「第一契約」という。）を初めて締結し金銭を貸し付けた。その後、Aは、Bとの間で新たに営業的金銭消費貸借契約（以下、本問においてそれぞれ「第二契約」、「第三契約」という。）を締結しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、利息制限法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 第一契約に基づく債務の残存元本額が15万円である時点において、AとBとの間で元本を90万円とし利息を年1割8分（18%）として第二契約を締結した場合、第一契約及び第二契約における利息の約定のうち年1割5分（15%）を超過する部分に限り無効となる。
- ② 第一契約に基づく債務の残存元本額が20万円である時点において、AとBとの間で元本を8万円とし利息を年2割（20%）として第二契約を締結した場合、第二契約における利息の約定のうち年1割8分（18%）を超過する部分に限り無効となる。
- ③ 第一契約に基づく債務の残存元本額が5万円である時点において、AとBとの間で元本を60万円とし利息を年1割8分（18%）として第二契約を締結すると同時に、元本を40万円とし利息を年1割8分（18%）として第三契約を締結した場合、第二契約及び第三契約における利息の約定のうち年1割5分（15%）を超過する部分に限り無効となる。
- ④ 第一契約に基づく債務の残存元本額が10万円である時点において、AとBとの間で元本を80万円とし利息を年1割8分（18%）として第二契約を締結すると同時に、元本を9万円とし利息を年2割（20%）として第三契約を締結した場合、第三契約における利息の約定のうち年1割8分（18%）を超過する部分に限り無効となる。

【問題 27】

みなし利息に関する次の①～④の記述のうち、利息制限法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、顧客との間で締結した営業的金銭消費貸借契約において、現金自動支払機を利用して当該顧客から5,000円の弁済を受ける際に、その利用料として、110円（消費税額等相当額を含む。）を当該顧客から受領した。この場合、当該利用料は、利息とみなされない。
- ② 貸金業者は、顧客との間で締結した営業的金銭消費貸借契約において、貸金業法第17条第1項に規定する契約締結時の書面を交付した後、当該顧客から紛失による再発行の要請を受けたことに基づき、当該書面を再発行し、その手数料（消費税額等相当額を含む。）を当該顧客から受領した。この場合、当該手数料は、利息とみなされる。
- ③ 貸金業者は、顧客との間で締結した営業的金銭消費貸借契約において、当該契約の契約書に貼付する当該顧客が負担すべき収入印紙の費用を当該顧客から受領した。この場合、当該費用は、利息とみなされない。
- ④ 貸金業者は、顧客との間で締結した営業的金銭消費貸借契約において、金銭の貸付け及び弁済に用いるため、当該契約締結時に当該顧客にカードを交付し、その発行手数料（消費税額等相当額を含む。）を当該顧客から受領した。この場合、当該発行手数料は、利息とみなされる。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

【問題 28】

行為能力に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 成年被後見人の法律行為は、その成年後見人の同意を得て行われたときは、取り消すことができない。
- ② 被保佐人は、相続の承認又は放棄をするには、その保佐人の同意を得る必要はない。
- ③ 被補助人は、家庭裁判所の審判により補助人の同意を得なければならぬとされた行為以外の法律行為は、単独で有効に行うことができる。
- ④ 一種又は数種の営業を許された未成年者は、これにより成年に達したものとみなされ、すべての法律行為について、成年者と同一の行為能力を有する。

【問題 29】

無効及び取消しに関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 無効な行為について当事者が無効であることを知って追認をしたときは、行為の時にさかのぼって有効であったものとみなされる。
- ② 成年被後見人は、法定代理人の同意を得て、取り消すことができる行為を追認することができる。
- ③ 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為の取消しは、その取消しの意思表示をした時から将来に向かってその効力を生ずる。
- ④ 取消権者により未成年者の法律行為が取り消された場合、その法律行為に基づく債務の履行として給付を受けた未成年者は、その法律行為によって現に利益を受けている限度において、給付を受けたものの返還義務を負う。

【問題 30】

消滅時効に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 債権は、債権者が権利を行使できることを知っているか否かにかかわらず、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- ② 消滅時効は、当事者が主張しなくても、裁判所が職権でその成否を認定し裁判することができる。
- ③ 強制執行がその申立ての取下げにより終了した場合は、進行中の消滅時効について、時効の完成猶予の効力を生じない。
- ④ 債務者が、消滅時効が完成したことを知らずに債務の存在を承認した場合、時効は、その時から新たに進行を始める。

【問題 31】

Aは、Bとの間で金銭消費貸借契約（以下、本問において「本件契約」という。）を締結しBに金銭を貸し付けた。本件契約では、元本10万円、利息年1割5分（15%）、元利一括返済方式とする旨の約定がなされており、遅延損害金に関する定めは存在しない。Bは、本件契約で定める返済期限が経過したにもかかわらず、借入金をAに返済していない。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Aは、Bに対し、返済期限の翌日から借入金が完済されるまで、借入金の残額に約定利率年1割5分（15%）の割合を乗じた額の遅延損害金を請求することができる。
- ② Aは、Bに対し、返済期限の翌日から借入金が完済されるまで、借入金の残額に約定利率年1割5分（15%）と法定利率年3分（3%）を合計した年1割8分（18%）の割合を乗じた額の遅延損害金を請求することができる。
- ③ Aは、Bに対し、返済期限の翌日から借入金が完済されるまで、借入金の残額に法定利率年3分（3%）の割合を乗じた額の遅延損害金しか請求することができない。
- ④ Aは、Bが借入金の返済を遅延したことにより被った損害を証明しなければ、Bに対し、当該証明した額の遅延損害金を請求することができない。

【問題 32】

保証に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 保証契約は、債権者と保証人となろうとする者との間において、保証契約を締結する旨の口頭の合意がなされることによって成立するが、連帯保証契約については、債権者と連帯保証人となろうとする者の間で、書面又は電磁的記録によって締結されなければ、その効力を生じない。
- ② 連帯保証において、主たる債務の目的又は態様が連帯保証契約の締結後に加重されたときは、連帯保証人の負担も加重される。
- ③ 数人の保証人がある場合、各保証人は、別段の意思表示がある場合を除き、それぞれ平等の割合をもって分割された額についてのみ保証債務を負担するが、連帯保証人には、この分別の利益が認められず、各連帯保証人は、それぞれ全額について保証債務を負担する。
- ④ 連帯保証において、債権者が、主たる債務者に債務の履行を請求することなく、連帯保証人に保証債務の履行を請求した場合、連帯保証人は、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときを除いて、債権者に対し、まず主たる債務者に催告すべき旨を請求することができる。

【問題 33】

定型約款に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 定型取引とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。
- ② 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款を準備した者（以下、本問において「定型約款準備者」という。）は、定型取引を行うことの合意（以下、本問において「定型取引合意」という。）をするまでに、相当な方法で相手方にその定型約款の内容を示さなければならない。
- ③ 定型取引合意及び定型約款を契約の内容とする旨の合意をし、かつ、定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合であっても、相手方が当該定型約款の個別の条項の一部について認識していなかったときは、当該条項については合意をしたものとはみなされない。
- ④ 定型約款準備者は、定型約款を変更するには、その変更が相手方の一般の利益に適合するときを除き、変更内容について相手方と個別に合意しなければならない。

【問題 34】

相続に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、相続人の欠格事由に該当しもしくは廃除によって相続権を失ったとき、又は相続の放棄をしたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。
- ② 被相続人の配偶者と被相続人の直系尊属が相続人となるときは、当該配偶者の法定相続分は、4分の3である。
- ③ 相続人が数人あるときは、限定承認は、各共同相続人がその相続分に応じて個別にすることができる。
- ④ 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とされる。

【問題 35】

株式会社の取締役及び取締役会に関する次の①～④の記述のうち、会社法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における株式会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとする。

- ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮又は伸長することはできない。
- ② 代表取締役及び代表取締役以外の取締役であって取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものは、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
- ③ 取締役会は、取締役会の決議により、多額の借財の決定を取締役に委任することができる。
- ④ 株式会社の取締役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があり、これによって第三者に損害が生じた場合、当該株式会社が第三者に対して損害賠償責任を負い、当該取締役が第三者に対して損害賠償責任を負うことはない。

【問題 36】

犯罪による収益の移転防止に関する法律についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が取引時確認をすることが求められる特定取引には、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結のほか、金銭の貸付けを内容とする契約に係る保証契約が含まれる。
- ② 貸金業者が、顧客等について取引時確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該貸金業者との間で特定取引等を行うときは、当該貸金業者は、当該会社の当該取引時確認を行えば足り、当該代表者の本人特定事項の確認を行う必要はない。
- ③ 貸金業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から7年間保存しなければならない。
- ④ 貸金業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、特定事業者作成書面等^(注)を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えるように努めなければならない。

(注) 特定事業者作成書面等とは、特定事業者自らが行う取引について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

【問題 37】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 意思表示は、表意者がその真意でないことを知ってしたときは無効であるが、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り又は知ることができたときは、表意者は、その無効を主張することができない。
- ② 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であるが、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。
- ③ 契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。
- ④ 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

【問題 38】

代理に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたとしても、本人が追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。
- ② 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
- ③ 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。
- ④ 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

【問題 39】

Aは、Bとの間で、11月1日に、借入金の返済期限を翌年11月1日と定めて金銭消費貸借契約（以下、本問において「本件契約」という。）を締結しBに金銭を貸し付けた。本件契約では、契約締結日の翌月以降毎月1日に発生済みの利息を支払う約定がなされている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Aは、本件契約に基づきBがAに対して負担する一切の債務を被担保債権として、Bとの間で、Bが所有する甲建物に抵当権の設定を受けた。この場合において、Bが甲建物を滅失させたときは、Bは、返済期限到来前であっても、借入金の返済について期限の利益を主張することができない。
- ② Bは、返済期限が到来する前に、破産手続開始の決定を受けた。この場合、Bは、返済期限到来前であっても、借入金の返済について期限の利益を主張することができない。
- ③ Bは、毎月の利息の支払を1回遅滞した。この場合、Bは、返済期限到来前であっても、借入金の返済について期限の利益を主張することができない。
- ④ Bは、返済期限到来前であっても、期限の利益を放棄し、借入金及び利息をAに弁済することができる。

【問題 40】

Aは、Bに対して有する貸金返還請求権を被担保債権として、Bが所有する甲建物に抵当権の設定を受けその登記を経た。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Bが、月額賃料を10万円として甲建物を第三者Cに賃貸している場合において、返済期限を過ぎても借入金をAに返済しないときは、Aは、物上代位に基づいて、CがBに対して賃料を払い渡す前にBがCに対して有する賃料請求権を差し押さえ、当該賃料から貸金を回収することができる。
- ② Aが貸金返還請求権を第三者Dに譲渡した場合であっても、AとBとの間の抵当権設定契約において、被担保債権の移転に伴い抵当権も移転する旨の特約がない限り、Dに抵当権は移転しない。
- ③ 貸金返還請求権についての保証人であるEは、Bとの間で締結した売買契約に基づき甲建物を譲り受けた。この場合、Eは、Aに対して、民法第383条（抵当権消滅請求の手續）に基づき抵当権消滅請求をすることはできない。
- ④ 抵当権が実行された場合において、Aは、満期の到来した3年分の利息及び1年分の遅延損害金を請求する権利を有していた。Aのほかに後順位抵当権者がいる場合、Aは、元本のほか、利息及び遅延損害金を通算して2年分についてのみその抵当権を行使することができる。

【問題 41】

金銭消費貸借契約に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金銭消費貸借契約は、借主が借り受けた金銭と同額の金銭を返還することを約し、貸主から金銭を受け取ることによって成立するが、書面による金銭消費貸借契約は、貸主が金銭を引き渡すことを約し、借主がその受け取った金銭と同額の金銭をもって返還をすることを約することにより成立する。
- ② 金銭消費貸借契約において当事者が利息に関する特約を定めなかった場合であっても、貸主は、借主に対して法定利息を請求することができる。
- ③ 金銭消費貸借契約において当事者が借入金の返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めてその返還の催告をすることができる。
- ④ 借主は、弁済期までに借入金を返還しなかった場合、履行遅滞が不可抗力によるものであったとしても、弁済期が到来した時から遅滞の責任を負う。

【問題 42】

民事執行法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 強制執行は、原則として、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施される。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決もしくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施される。
- ② 金銭の支払又は船舶もしくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下、本問において「債権」という。）に対する強制執行（民事執行法第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下、本問において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始される。
- ③ 債権執行における差押命令は、債務者及び第三債務者に送達され、その効力は、差押命令が債務者に送達された時に生じる。
- ④ 給与に係る債権については、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

資金需要者等の保護に関すること

【問題 43】

個人情報の保護に関する法律についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合であっても、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ② 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、その事業を承継した個人情報取扱事業者が公表している個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であれば、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱うことができる。
- ③ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合において、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行うときは、あらかじめその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ④ 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）もしくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為は、刑事罰の対象となる。

【問題 44】

消費者契約法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 消費者契約法の適用がある取引については、消費者には、契約の申込み又は契約の締結後一定の期間内であれば、無条件に当該契約の申込みを撤回し又は当該契約を解除することができる権利（クーリング・オフを行使する権利）が認められている。
- ② 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効である。
- ③ 事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して重要事項について事実と異なることを告げる行為をしたことにより、当該消費者が当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって消費者契約が締結された場合、当該消費者契約は無効である。
- ④ 消費者契約の条項のうち、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える条項は、無効である。

【問題 45】

日本貸金業協会が定める紛争解決等業務に関する規則についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業相談・紛争解決センターに対して苦情処理手続開始の申立てをすることができるのは、協会員等との間で貸金業務等関連苦情を有する契約者等である個人に限られている。
- ② 当事者である協会員等は、苦情処理手続が開始された事案について当事者間で直接交渉を行った場合には、苦情受付課に対して、交渉の日時、場所及び手法、交渉の内容等を報告しなければならない。
- ③ 紛争解決手続は公開とする。ただし、紛争解決委員は、非公開とすべき相当な理由があるときは、傍聴を禁止することができる。
- ④ 当事者である協会員等は、紛争解決委員から、特別調停案の提示を受けたときには、当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾しないときを除き、これを必ず受諾しなければならない。

【問題 46】

個人情報の保護に関する法律第26条（漏えい等の報告等）についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 個人情報取扱事業者は、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合であっても、当該事態が生じた個人データに係る本人の数が1,000人を超えないときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する必要はない。
- ② 個人情報取扱事業者は、個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合であっても、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置がなされていれば、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する必要はない。
- ③ 個人情報取扱事業者（他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた者ではないものとする。）は、報告対象事態^(注)が生じた場合、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- ④ 個人情報取扱事業者は、報告対象事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する場合には、概要、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、本人への対応の実施状況、再発防止のための措置等について報告をしようとする時点において把握しているものを、当該事態を知った後、速やかに、報告しなければならない。

(注) 報告対象事態とは、個人情報取扱事業者の取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

【問題 47】

日本貸金業協会（以下、本問において「協会」という。）が定める貸付自粛対応に関する規則についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族は、自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること、貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であること、及び申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められることのすべてに該当する場合には、自粛対象者の意思に反することが明らかなきを除き、貸付自粛の申告をすることができる。
- ② 自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族が貸付自粛の申告をした場合には、自粛対象者は、いつでも当該申告を取り消すことができる。
- ③ 貸付自粛情報が登録された場合、当該貸付自粛の申告をした者又は自粛対象者が、協会に対し、当該貸付自粛の申告の撤回又は取消しをしない限り、当該情報は抹消されない。
- ④ 協会員（個人信用情報機関と個人信用情報の提供を受けることに関し契約を締結している者に限る。）は、個人信用情報の提供を受けることにつき契約を締結している個人信用情報機関から貸付自粛情報の提供を受けたときには、当該貸付自粛情報に係る自粛対象者との間で新たな貸付けに係る契約の締結をせず又は当該自粛対象者との間で締結済みの極度方式基本契約の極度額を零円としもしくは極度方式基本契約に基づく新たな貸付けを停止する措置をとるなど、以後、新規に金銭の貸付けがなされないこととなるために必要な措置をとるよう努めなければならない。

財務及び会計に関すること

【問題 48】

次の表は、A株式会社の令和5年度の損益計算書の一部を抜粋したものである。次の①～④の記述のうち、この表に基づき計算したA株式会社の経常利益金額として適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、計算するにあたって、この表に記載されていない損益計算書上の費目については、考慮しないものとする。

損益計算書

売上高	2,000 百万円
売上原価	1,000 百万円
販売費及び一般管理費	400 百万円
営業外収益	80 百万円
営業外費用	100 百万円
特別利益	40 百万円
特別損失	60 百万円

- ① 1,000 百万円
- ② 600 百万円
- ③ 580 百万円
- ④ 500 百万円

【問題 49】

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定するキャッシュ・フロー計算書に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出は、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に掲記される。
- ② 損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目は、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に掲記される。
- ③ 社債の償還による支出、株式の発行による収入は、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に掲記される。
- ④ 貸付けによる支出、貸付金の回収による収入は、財務活動によるキャッシュ・フローの区分に掲記される。

【問題 50】

会社計算規則に規定する貸借対照表等^(注)に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 資産の部は、流動資産、固定資産及び投資その他の資産の項目に区分しなければならない。
- ② 現金及び預金（1年以内に期限の到来しない預金を除く。）は、流動資産に属するものとする。
- ③ 社債は、固定負債に属するものとする。
- ④ 純資産の部は、株式会社の貸借対照表にあつては、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権の項目に区分しなければならない。

(注) 貸借対照表等とは、貸借対照表及び連結貸借対照表をいう。